

生活習慣病予防健診・肝炎ウイルス検査実施要綱 新旧対照表

(令和 4 年 4 月 1 日改正)

新	旧
<p style="text-align: center;">全国健康保険協会管掌健康保険 生活習慣病予防健診・肝炎ウイルス検査実施要綱</p> <p>目次 (略)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 20px;"> <p>本文中では特に注釈がない限り、以下の略称を用いている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高確法…高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 5 7 年法律第 8 0 号） ・協会けんぽ…全国健康保険協会管掌健康保険 ・協会…全国健康保険協会 ・協会支部…全国健康保険協会支部 ・協会支部長…全国健康保険協会支部長 ・健診…生活習慣病予防健診 ・健診実施機関…生活習慣病予防健診及び肝炎ウイルス検査実施機関 ・個人情報ガイドランス…医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドランス（平成 29 年 4 月）、「個人情報の保護に関する法律」（平成 1 5 年法律第 5 7 号）、「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン第 5 版」（平成 29 年 5 月） ・手引き…特定健康診査・特定保健指導の円滑な実施に向けた手引き（第 3. 2 版） 2021 年 2 月 ・標準プログラム…標準的な健診・保健指導プログラム（平成 30 年度版） ・情報提供サービス…インターネットを利用し、健診受診予定者の資格確認及び請求等を適正かつ効率的に行うことを目的に協会が提供するアプリケーション </div>	<p style="text-align: center;">全国健康保険協会管掌健康保険 生活習慣病予防健診・肝炎ウイルス検査実施要綱</p> <p>目次 (略)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 20px;"> <p>本文中では特に注釈がない限り、以下の略称を用いている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高確法…高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 5 7 年法律第 8 0 号） ・協会けんぽ…全国健康保険協会管掌健康保険 ・協会…全国健康保険協会 ・協会支部…全国健康保険協会支部 ・協会支部長…全国健康保険協会支部長 ・健診…生活習慣病予防健診 ・健診実施機関…生活習慣病予防健診及び肝炎ウイルス検査実施機関 ・個人情報ガイドランス…医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドランス（平成 29 年 4 月）、「個人情報の保護に関する法律」（平成 1 5 年法律第 5 7 号）、「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン第 5 版」（平成 29 年 5 月） ・手引き…特定健康診査・特定保健指導の円滑な実施に向けた手引き（第 3. 1 版） 2020 年 3 月 ・標準プログラム…標準的な健診・保健指導プログラム（平成 30 年度版） ・情報提供サービス…インターネットを利用し、健診受診予定者の資格確認及び請求等を適正かつ効率的に行うことを目的に協会が提供するアプリケーション </div>

<p>1. 目的（略）～3. 健診の実施機関（略）</p> <p>4. 健診の方法</p> <p>健診実施機関は、次の方法により健診を実施する。</p> <p>（1）～（3）（略）</p> <p>（4）健診終了者に対し、別紙3「全国健康保険協会管掌健康保険生活習慣病予防健診結果通知票」（以下「別紙3通知票」という。）若しくは、健診実施機関が任意で作成する通知票にて健診の結果を通知すること。なお、通知票の任意様式の作成にあたっては、別紙3通知票に準じ指導区分等全項目を含む内容とし、手引き及び標準プログラムに基づき適切な内容とすること。特に健診の結果が、「要治療」又は「要精密検査」であった者に対しては、医療機関への早期受診を案内する等、受診等が必要である旨を認識できる内容となるように配慮すること（別紙3通知票及び任意様式については、写しを1部控えとして保存すること）。</p> <p>また、同通知に別紙4「生活習慣病予防健診結果通知票の見方（情報提供書）」を併せて通知するとともに、協会支部と協議のうえ、保健指導のお知らせ等を同封すること。</p> <p>（5）以降、略</p>	<p>1. 目的（略）～3. 健診の実施機関（略）</p> <p>4. 健診の方法</p> <p>健診実施機関は、次の方法により健診を実施する。</p> <p>（1）～（3）（略）</p> <p>（4）健診終了者に対し、別紙3「全国健康保険協会管掌健康保険生活習慣病予防健診結果通知票」（以下「別紙3通知票」という。）若しくは、健診実施機関が任意で作成する通知票にて健診の結果を通知すること。なお、通知票の任意様式の作成にあたっては、別紙3通知票に準じ指導区分等全項目を含む内容とし、手引き及び標準プログラムに基づき適切な内容とすること。特に健診の結果が、「要治療」又は「要精密検査」であった者に対しては、受診等が必要である旨を認識できる内容となるように配慮すること（別紙3通知票及び任意様式については、写しを1部控えとして保存すること）。</p> <p>また、同通知に別紙4「生活習慣病予防健診結果通知票の見方（情報提供書）」を併せて通知するとともに、協会支部と協議のうえ、保健指導のお知らせ等を同封すること。</p> <p>（5）以降、略</p>
--	---